

単独レポート

## 第3回 UPR 日本審査への JWCHR レポート

### 国連自由権規約委員会による勧告を実現せよ！

国際人権活動日本委員会 (JWCHR)

2017年3月25日

国際人権活動日本委員会は第1回および第2回 UPR 日本審査にレポートを提出した。第2回審査において、多くの加盟国が日本政府に対して、自由権規約の第1選択議定書を早期に批准するよう勧告した。(A/HRC/22/14)

しかしながら、日本政府は批准を促進し、国民にその情報を広めるための有効な対策を何ら行っていない。

国際人権活動日本委員会の最初の報告は、選択議定書の迅速な批准に関することである。第2の報告として、東京の公立高校における国歌国旗の強制問題について報告する。日本委員会がこの問題に関して UPR 審査に提出することは3回目である。そして第3の報告は、戦後に廃止された治安維持法による犠牲者に関する問題である。現在、成立が危惧されている共謀罪は治安維持法の再来と考えられている。

この単独レポートは「東京・教育の自由裁判をすすめる会」と「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」との協力で作成された。

#### I・個人通報制度の着実な実現を

##### —第一選択議定書の早期批准を促す—

1、わが国際人権活動日本委員会 (JWCHR) は日本政府に対し、自由権規約の第一選択議定書の早期批准を促し、個人通報制度を実現させて、停滞する人権状況の改善を計るべきだと勧告して頂きたい。

2、日本国は1969年に自由権規約を批准した。しかし以来半世紀近くにわたって、個人

通報制度の導入を怠ってきた。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。

日本は世界的にみても、経済的に発展し、安定した国と云えるが、実は人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な人権水準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際的な前進を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した4つの主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する結論が最高裁判所においても罷り通ることが度々起こっている。

### 3、批准が停滞する状況

私たち国際人権活動日本委員会は、この委員会に所属する多くの人権団体や個人と共に、自由権規約の選択議定書批准を促進するための運動に取り組んできた。このため、私たちは外務省及び法務省に批准促進を陳情し、要請して来た。これらの省庁は、批准したら起こりえる事態に対応できるようにすでに長年にわたり研究を重ねてきたから、いつ批准されても日本政府十分に対応できるし、その準備はできていると答えてきた。

しかし、自由権規約委員会が第一選択議定書の報告審査の機会ごとに批准を促す勧告をこれまで度々しているにもかかわらず、日本政府の回答は「鋭意検討中」の常套句で答えをはぐらかし、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

4、自由権規約委員会は、日本政府に対し「『公共の福祉』の保護のための人権制約と自由権規約の両立」がどうなっているかを審査のたびごとに問いかけている。これは日本国憲法の『公共の福祉』概念が自由権規約のもつ人権の国際的水準への到達を著しくこれを阻んでいるがゆえに、その懸念を表明していると云える。このことは日本政府が個人通報制度を阻んできたこととも重なる。最高裁をはじめ、日本の裁判所は、自由権規約を十分に検討することもせず、規約の解釈も適用も疎かにしてきただけでなく、度々この規約に反する結論を導き出してきた。しかし、個人通報がなされ、それが自由権規約委員会の各委員の目に触れる機会が閉ざされているゆえに、自由権規約委員会からの規約違反の見解（View）に接することもないから、下級審裁判所は最高裁の動向さえ伺っていればよいと云う、誠に内向きの姿勢に終始してきたのである。日本裁判所には、規約違反を咎められる恐れがないだけに、委縮することも遠慮することもなく、国際人権水準外れた結果を出すことを躊躇しない。

この弊害を打破するために、個人通報制度を導入することの外なく、私たちはUPR審査において、自由権規約の第一選択議定書の早期批准を強く日本政府に勧告するよう求めたい。

## II・東京の公立学校における国旗国歌の強制

(自由権規約第 18 条、19 条違反)

1. この 이슈ーは、第 1 回、第 2 回の UPR 日本審査において国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) が作成した NGO 等利害関係者から提供された情報の要約 (A/HRC/WG.6/14/JPN/3 と A/HRC/WG.6/2/JPN/3) では触れられているが、審査の中で取りあげられたことはない。従って我々は再度東京の公立学校で起きている人権侵害について報告し、作業部会が第 3 回の日本審査においてこの問題を取りあげて下さるようお願いする。

### 国家シンボルへの敬意表明命令と教員の処分

2. 2003 年以来、東京都教育委員会は入学式や卒業式などの行事において、国旗日の丸に向かい国歌を斉唱せよとの命令を発し続け、命令に従わない教員を罰している。日本においては、国旗国歌は第 2 次世界大戦の間に日本帝国主義のシンボルとしての役割を果たしたため、これに対する意見が大きく別れている。教員達が命令を拒否したのは、その命令は教師や生徒の思想・良心・意見・表現の自由の侵害であり、行政による教育への介入であると考えたからである。処分された教職員は 2017 年 1 月現在 478 名に登っている。
3. 処分は当初教員が命令を拒否する度に戒告、減給、停職と重くなっていたが、2012 年の最高裁判決 (パラグラフ 6 で詳述) は戒告より重い処分は違法であると判じた。

### 再発防止研修

4. 教員は処分されるだけでなく、再発防止研修を受けさせられ、この問題に対する考えあるいは命令違反に対する後悔の念を記述するよう要求される。研修の終了時には「振り返りシート」を提出させられ、命令違反を後悔しているかどうかチェックされる。研修の間中彼らはこの問題についての自分の意見や態度を表明あるいは変更するよう強いられる。
5. 研修センターでは、まるで受講者が犯罪者でもあるかのように、警備員が入口から研修の部屋までの廊下に立っている。研修の間、1 人の受講者を 4 人の職員と校長が取り囲む。受講者がトイレに行く時でさえ、警備員がついてくる。受講者の中にはまるで拷問を受けているようだったという者もいる。

### 最高裁判決

6. 国旗国歌の強制に対して、26 以上の訴訟が提訴され、今までに 19 件に対して最高裁判決が下りている。判決の細部は異なるが、最高裁の現時点での基本的な態度は以下の通りである。

(1). 国旗国歌に対して敬意の表明を強制することは思想・良心の自由の間接的な制約にはなるが、合理的かつ必要であるから合憲である。(2). 原則として、戒告は違法とは言えないが、減給以上の処分は厳しすぎて、裁量権の逸脱であるから違法である。

7. 我々は行政が教員に学校行事に於いて国旗国歌に対する敬意を表明することを強制し、自分の信念に基づいて命令を拒否する教員を処分することは日本国憲法 19 条および自由権規約 18 条違反であると考えます。

8. しかし、最高裁は「間接的な制約」という概念を作り出し、この問題を合理性と必要性の基準だけで判断して、命令そのものは違憲ではないと判断した。教員達は主張の拠り所の一つとして自由権規約 18 条、19 条に基づいて議論したが、最高裁は自由権規約を完全に無視した。

#### 自由権規約委員会からの勧告

9. 我々を含むいくつかの NGO がこの問題についてのレポートを自由権規約委員会に提出し、委員会は第 6 回日本審査のリスト・オブ・イシューで取りあげ(CCPR/C/JPN/Q/6)、それに対する日本政府の回答を受けて、最終見解のパラグラフ 22 で勧告を出した(CCPR/C/JPN/CO/6)。

#### 締約国の怠慢と無責任

10. 締約国（日本）は “urge” という言葉で、自由権規約 18 条および 19 条の第 3 項で規定された厳しい条件を満たさない限り、思想・良心及び宗教、あるいは表現の自由に対するいかなる制約をも課すことを控えるようにと強い勧告を受けたにもかかわらず、勧告発出後 2 年半がたった今でも、どの省庁も政府機関もその勧告に答えるために動くとはしていない。

11 幾つかの NGO が文部科学省、外務省、法務省および東京都教育委員会と交渉したが、どの機関もこの勧告が自分たちの管轄であることを認めていない。責任の所在が何処にあるのかは回答されないままである。

12. 作業部会に於かれては、この問題を UPR の第 3 回日本審査で取りあげ、日本政府に対して地方自治体に国家シンボルを教育の場において強制することを控えさせるための適切な措置を執るよう勧告していただきたい。

### III・治安維持法による犠牲者に対し、日本政府は直ちに謝罪と賠償を！

(自由権規約第 7 条、18 条に違反)

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、明治憲法下において政府が推し進めた侵略戦争

と植民地支配に反対し、平和と民主主義と国民の暮らしを守るために、生命を賭して、治安維持法をはじめとする治安法規による弾圧と闘い抵抗した先達たちが、今日の日本国憲法に掲げられた国民主権主義、平和主義と個人の尊厳を擁護する基本的人権尊重主義を生み出す礎となった業績を国権の最高機関である国会と政府において正当に評価し、彼ら先達たちを顕彰することを求めて国会および政府に請願運動している団体であります。43年間にわたって取り組み、国会に積み上げた署名は 890 万筆、地方議会における意見書採択を実現したところ 404 地方自治体に及んでいます。

治安維持法で犠牲になったものは、虐殺 95 名以上、獄死者 400 名を超え、拘束、拷問された被害者は数十万に及びます。罪刑法定主義に反して、「為にする行為」として教育、学問、思想信条までもが拘禁、拘束の事由となりました。自由権規約、拷問禁止条約に反する権力犯罪が常態化して、戦争推進体制が作られていきました。

戦後、降伏条件となったポツダム宣言第 10 条に「民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障壁を除去すべし」と明記された国際社会との誓約を実行するものとして治安維持法は廃止されたものである。戦後 70 年以上になる今日に至るもこの悪法によって弾圧された人々の名誉は回復されず、一切の補償もされていません。戦後の国際社会のスタートとなったポツダム宣言、日本の国際公約を誠実に実行することが求められています。逆に先の戦争は「アジア解放の為の戦争であった」「自存自衛の聖戦であった」と歴史を偽り、再び戦争できる国にしようと暴走しているのが日本政府の現状です。治安維持法への反省どころか、国際越境組織犯罪防止条約を批准するためとして、現代の治安維持法とも言われる共謀罪の立法化を進めています。テロ防止とオリンピックのためと国民を欺き、再び戦争する国、監視社会を作ろうとしているのです。侵略戦争と治安維持法に明確な反省が求められています。

同盟は国際人権機関に 1995 年以来「日本国政府は治安維持法が人権侵害の悪法であったことを認め、西洋諸国と同じように犠牲者に対して謝罪と賠償を行うように勧告して欲しい」と通告してきました。第三回 UPR 日本国審査で治安維持法犠牲者の問題を国際人権法に照らして、厳格な指摘と勧告がなされることを強く要望致します。